



災害時の廃棄物処理について

令和4年11月9日

大阪府 環境農林水産部

循環型社会推進室 資源循環課

本日の流れ

1. 災害廃棄物処理について
2. 災害廃棄物処理の初動対応について
3. 動画「災害ごみのこと」視聴

1. 災害時の廃棄物処理について

災害時に発生する廃棄物の種類

廃棄物の種類	内容
生活ごみ	<ul style="list-style-type: none">家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	<ul style="list-style-type: none">避難所から排出されるごみ(容器包装、段ボール、衣類等) ※事業系一般廃棄物として管理者が処理
し尿	<ul style="list-style-type: none">仮設トイレ等からのくみ取りし尿災害等に伴って便槽に流入した汚水
災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none">住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみ損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)等に伴い排出される廃棄物

災害時に発生する廃棄物の例

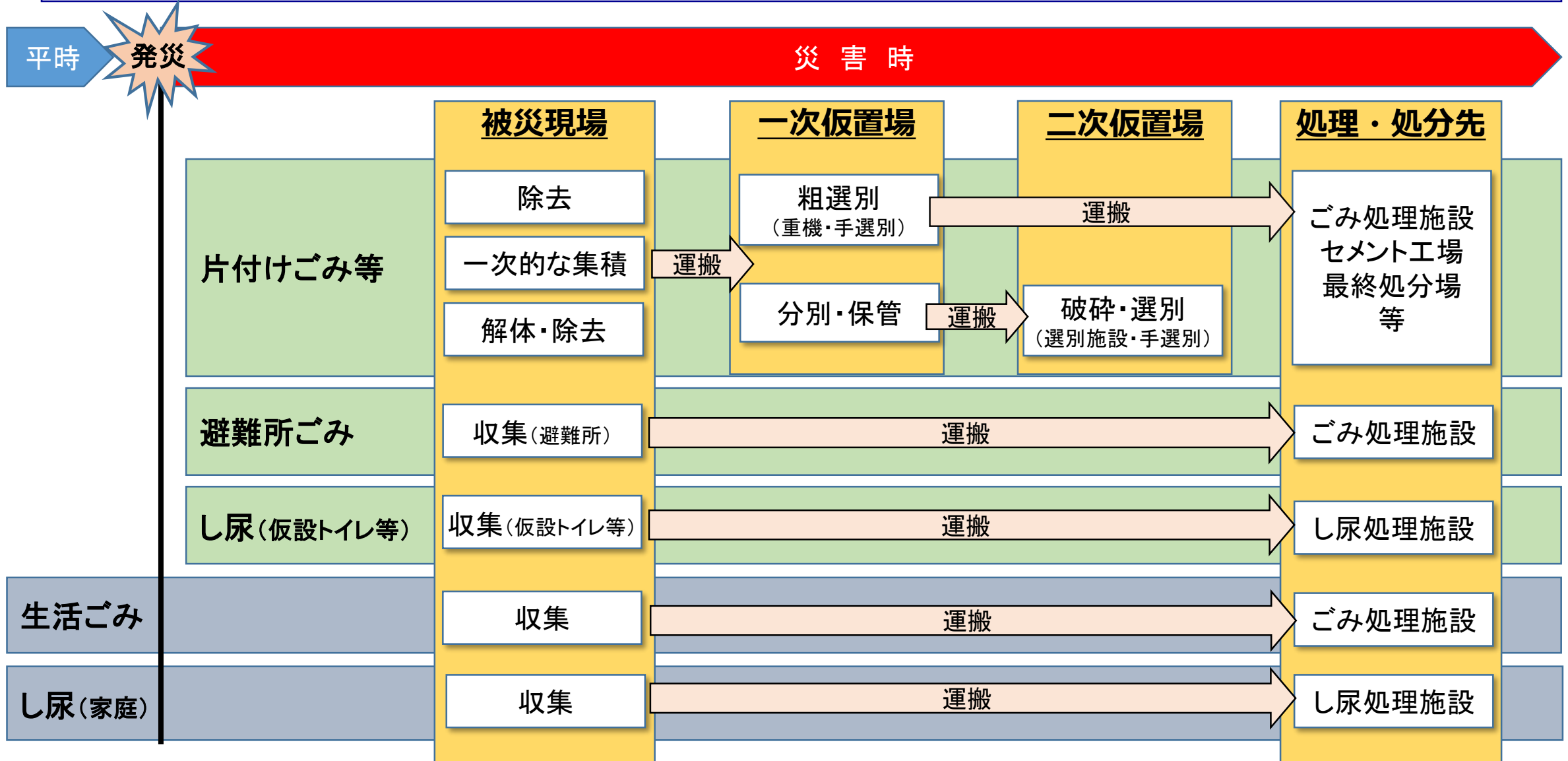


主な災害廃棄物

- 片付けごみ
- 損壊家屋の撤去等に伴い排出される廃棄物

⇒ 一般廃棄物として市町村が処理

災害時に発生する廃棄物の処理の流れ



災害時に発生する廃棄物の処理の流れ



一次仮置場とは

生活環境に発生した災害廃棄物を集め、
一時的に保管する場所。



一次仮置場の役割



受入



保管



前処理



搬出

一次仮置場における分別の考え方



集積所の例（平成30年台風21号@和泉市）



町会・自治会の協力により市内約300ヶ所に災害ごみの集積所を設けて対応



仮置場の例（平成30年台風21号@和泉市）



仮置場の例（大阪府北部地震@茨木市）



大阪府域で想定される災害廃棄物の特徴

- 南海トラフや上町断層帯等の大規模地震が起こった場合、大阪府域で**東日本大震災時の4分の3～1.3倍の災害廃棄物**が発生
→ 平時の**8～13年分程度の廃棄物量**に相当
- 都市部を中心に商業ビル等の構造物が非常に多く、コンクリートがら等の**多量の「不燃性災害廃棄物」**の発生が見込まれる
→ 仮置場に必要面積は約700～1,300haと推計される
(仮置場候補地の事前検討が重要)

大阪府災害廃棄物処理計画の目的

災害発生時の生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿及び片付けごみ等に伴い排出される廃棄物(災害廃棄物)について、生活環境の保全及び公衆衛生を確保しつつ、再資源化等を図りながら、迅速かつ適正に処理

大阪府災害廃棄物処理計画の基本的な考え方

- 近畿圏を中心に広域処理体制を整備
(3年以内の処理完了を目指す)
- 災害廃棄物の仮置場候補地を平常時から検討・抽出し、
発災後速やかに仮置場を設置
- 「不燃性災害廃棄物」を復興資材として可能な限り再生利用
- 災害廃棄物の概ね80%を再生利用し、可能な限り最終処分量を減らす
ことを目指す
- 最終処分場を平常時から検討・抽出

大阪府災害廃棄物処理計画における府の対策

<p>災害応急対応 【発災～10日】</p>	<ul style="list-style-type: none">市町村のし尿・生活ごみ等処理の支援、災害廃棄物処理を円滑に行うための準備。 (連絡体制の整備、被害状況等の情報収集、一次仮置場設置状況の確認、災害廃棄物発生量の推計、仮置場必要面積の推計、二次仮置場の設置検討等)市町村に対する支援・技術的助言。
<p>復旧復興対応 【発災～3年】</p>	<ul style="list-style-type: none">災害廃棄物の計画的な処理。 (一次仮置場の運用状況等の確認、地域内での処理検討、広域処理に係る連絡調整、災害廃棄物発生量の見直し、二次仮置場の整備開始、実行計画の策定等)
<p>事前準備 (研修・訓練等) 【平常時】</p>	<ul style="list-style-type: none">環境省や市町村と連携して、災害廃棄物処理の研修・訓練を継続的に実施。環境省モデル事業に参加。災害廃棄物処理計画の策定、住民啓発事業等で市町村を支援。社会福祉協議会、ボランティア等との連携。

2. 災害廃棄物処理の初動対応について

災害廃棄物の初動対応の重要性

- 災害時には様々な種類の廃棄物が大量に発生
- 片付けごみがルールなく排出されると、**路上に災害廃棄物が堆積**
→いわゆる「**勝手置場**」が発生



災害廃棄物の初動対応の重要性

ごみの分別に関する周知や仮置場の運営管理がうまくいかないと
「混廃化」を招くことになる

公園における災害廃棄物の堆積



「混廃化」を放置しておくと・・・

- 生活環境の悪化
（仮置場へ搬入ができない）
- 処理期間・費用の増加
（搬出先確保が困難になる）
- 仮置場の環境悪化
（腐敗性・有害性廃棄物の混入）

発災後初動期に市町村の対応（仮置場についての広報）

- 仮置場設置場所の決定、近隣住民への通知
- 仮置場利用・ルールに関する住民への広報
（受入開始予定日、搬入時の分別品目）

仮置き場の整備（重機）


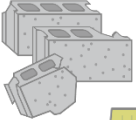
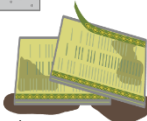


仮置き場の整備（案内表示）



災害時のごみ出しについて

災害(地震・台風・水害)に伴い発生する災害ごみは、市のルールに従ってごみ出しをするよう、ご協力をお願いします。

場所	搬出基準	排出できるごみ	注意点
市民集積所	災害に伴うごみ	<ul style="list-style-type: none">片づけごみ がれき、瓦(地震) 水分を含むごみ(水害) 屋根材、スレート(台風)	<ul style="list-style-type: none">指定袋に入れる必要はありません。災害ごみとわかるように、明示してください。収集車の通行の妨げにならないようごみ出しをしてください。
ごみ集積所	通常の家ごみ	<ul style="list-style-type: none">分別区分による家庭ごみ	<ul style="list-style-type: none">災害ごみは出さないでください。指定袋に入れて、朝8時までにごみ出しをしてください。

- 仮置場を設置する場合は、場所・開設期間・開設時間を改めて周知します。
- 災害とは関係のない、便乗ごみは収集できません。
- 災害の状況により、収集を見合わせる場合があります。



◎混合廃棄物を発生させない

混合廃棄物が発生してしまうと、混廃化した廃棄物を「分別・運搬する作業」を行政が行うことに

- 規模が大きくなればなるほど、膨大な時間と労力、そして経費(税金)が余分に掛かることになる
- 結果として、災害廃棄物の処理が遅れ、被災地域の復興が滞ってしまうということになりかねない

補足：片付けごみの分別はなぜ必要？

- 燃えないものが分別されずに混在した状態で、ごみが焼却炉に投入されると、燃えるものの割合が少なくなる
 - 焼却炉内の温度が低くなり、うまく焼却できない
 - これは平常時でも、災害時の片付けごみでも同じ
- 災害時の片付けごみには、日常、家庭からあまり出てこない屋根瓦や壁材、柱等の建物が壊れたものも含まれている
 - 分別する種類も多くなり、より分別の必要性が高まる
- 生ごみ等が災害ごみに混ざって排出されると、ハエや蚊等の発生による衛生状態の悪化や悪臭を招くことに
 - 災害時であっても、生活ごみは平常時と同じルールで排出を

◎便乗ごみを排出させない

家庭内で保管されていた未使用物や、買替時期が迫っている家電製品等が、災害ごみに乗じて排出されることも

<自治体>

- 自治体側でのわかり易いルールづくり（災害ごみの分別と排出）
- 適切なタイミングでの市民への確実な周知

<市民の皆様>

- 災害発生時のごみ排出にかかるルール順守
- モラルを持った災害廃棄物搬出の実行

「ごみを分別して、適切にごみ出しを行う」 ことが速やかな復興の第一歩に

- 近年、大きな災害が断続して発生しており、災害がいつどこで起きるか分からない状況です
- 「ごみを分別して、適切にごみ出しを行う」ことが速やかな復興の第一歩になることを平常時から意識し、災害時に備えて実際に行動できるように理解を深めておくことが重要です
- ごみをどこに集積するか、どこに運び込むかなど、災害時のごみ出しの方法等については、お住まいの市町村からの通知等をご覧いただき、適切なごみ出しにご協力をお願いします

3. 動画「災害ごみのこと」視聴

国立環境研究所HP公開動画

https://dwasteinfo.nies.go.jp/news/public/mv_no4.mp4

ご清聴ありがとうございました